

# 平成 25 年度 指定管理者実務研究会支援業務

## 企画募集要領

### 1. 実施趣旨

(財)地域総合整備財団(以下「財団」という。)では、地方公共団体が指定管理者制度を運用する際の課題・問題の解決のため、平成 17 年度から有識者による事例研究会を設置するとともに、研究成果を地方公共団体に情報提供するため、セミナー等を開催している。

また、平成 20 年度からは実務研究会を設置し、地方公共団体等の取組事例を参考にしながら協定書の締結のあり方や募集手続きのあり方など、実務の研究を行ってきた。今年度においても研究会を設置し、地方公共団体等の取組事例を参考にしながら研究を行う予定としている。

ついては、指定管理者実務研究会に関する業務を支援し、かかる報告書を作成することができる、指定管理者制度に関する調査研究業務に実績のある事業者を募集する。

### 2. 業務の内容

(1)業務名：平成 25 年度指定管理者実務研究会支援業務

(2)委託期間：契約締結の日の翌日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(3)調査研究テーマ：

①「先進自治体の取組事例から得られる運用上の課題」

②「指定管理者制度と P F I 事業との関係(制度運用上の留意点)」

平成 17 年 9 月に指定管理者制度が導入され、当該制度は運用改善を図りながら自治体に定着しつつある。しかしながら、制度の運用が基本的に自治体に委ねられていることもあり、現実的にはまだ多くの問題点や課題が残されている。そこで、先進自治体の具体的な取組事例（P F I 事業で指定管理者を導入している事例を含む）を参考に、自治体が取組む際の制度運用上の留意点や課題について専門家の意見を加えながら整理する。

また、指定管理者制度と P F I 法改正により導入が可能となったコンセッション方式は公共施設の運営という点で共通点が多いが、両者の関係は整理されていない。そこで、自治体がどう取り組むべきかという視点で P F I 手法による公の施設の整備事例を再検証するとともに、指定管理者制度とコンセッション方式との関係について検討を行う。

(4)業務内容

①「指定管理者制度実務研究会」の開催・運営支援

「指定管理者制度実務研究会」の開催・運営にあたって、日程調整、会場設営、進行に関する調整等を行うとともに、同研究会での論点の設定、議論・検討に必要な資料の作成及び同研究会の要旨、議事録作成を行う。また、同研究会の開催・運営に係る旅費交通費、会議費、諸謝金の調整事務及び支出を行う。なお、同研究会は財団会議室において 4 回行う。

②地方自治体における指定管理者制度の運用に関する情報の収集及びその分析

①の研究会における議論の材料とするため、地方自治体の先進的な取組事例（P F I 事業で指定管理者を導入している事例を含む）を調査するとともに、必要に応じてアンケート調査や現地調査、ヒアリング等を行い、課題を整理する。

③指定管理者制度と改正PFI法におけるコンセッション方式について

自治体はどう取り組むべきかという視点で公民連携(PFI等)により整備される公の施設の整備事例を検証するとともに、指定管理者制度とコンセッション方式との関係について整理する。

④「平成25年度 指定管理者実務研究会報告書」の作成

指定管理者実務研究会での検討結果等を整理した「平成25年度指定管理者実務研究会報告書」(以下「成果報告書」という。)を作成する。

(5)成果物

- |                    |    |
|--------------------|----|
| ①成果報告書(A4版、印刷製本)   | 1部 |
| ②成果報告書の内容を記録した電子媒体 | 1部 |

【留意事項】

- ①「指定管理者実務研究会」の委員報酬・旅費は事業者が支払う。
- ②「指定管理者実務研究会」の会場は財団会議室を利用する。
- ③委託業務全般にわたり、財団と協議のうえ業務を実施し、定期的に財団へ進捗状況を報告すること。

3. 提案限度価格

7,000,000円(税込)

4. 応募資格

- (1)東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県のいずれかに事務所を有していること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3)官庁(国の全ての機関)から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止(以下「指名停止等」という。)を受けている期間に該当しない者であること。なお、官庁からの指名停止等を受けているのが、会社(法人)の本店・支店・営業所等のいずれであっても応募資格はない。
- (4)本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

5. 企画提案書等の提出

(1)受付期間

平成25年4月10日(水)～平成25年4月23日(火)(当日消印有効)

持参の場合は、午後5時必着

(2)提出書類

次の書類を各1部提出してください。

- ①業務実績一覧
- ②担当者経験一覧
- ③会社概要(会社パンフレット代用可)
- ④企画提案書(様式自由)
- ⑤業務従事者動員計画(様式自由)
- ⑥見積書(様式自由、算出根拠を記載すること)

(3)応募方法

持参又は簡易書留で郵送してください。(eメール、ファックスは不可)

(4) 提出先及び問い合わせ先

(財) 地域総合整備財団 開発振興部開発振興課

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-6 TEL03-3263-5758

## 6. 選考方法

(1) 選考

(財) 地域総合整備財団 開発振興部開発振興課で選考を行います。

(2) 選考基準

以下の基準により、審査を行い、その総合得点が最も高い者を委託者として決定します。

(カッコ内は得点の配分)

① 企画提案内容が本事業の目的に合致していること。(計 30 点)

企画提案内容が的確で、訴求力のある企画案を提示できているかを審査する。

- ・当該事業の目的を適切に把握しており、「指定管理者制度」に対する問題意識が当該事業と合致する。(10 点)
- ・「指定管理者制度」の進め方について適切かつ具体的な考えが示されている。(10 点)
- ・作業内容とスケジュールが適切である。(10 点)

② 本事業の実施に十分な能力及び体制を有すること。(計 30 点)

過去に類似の事業を実施した実績があり、本事業に関する専門性を有するか。また、開発振興課との連絡調整や打ち合わせなどに適切に対応できるかを審査する。

- ・担当者が「指定管理者制度」に関する十分な専門性を有している。(10 点)
- ・担当者が類似事業に関する十分な実績を有している。(10 点)
- ・業務を確実、円滑に実施するための実施体制、連携体制を有している。(10 点)

③ 見積価格が適正であること。(30 点)

見積りの内容が的確であり、提案限度価格の範囲内で見積りが行われているかを審査する。見積価格に関する審査は、最低価格を満点(30 点)とし、2 位以下の者の得点は 1 位の見積価格との比率により算出する。なお、得点は、小数点第 1 位までを求める。

$\text{見積価格の得点} = 30 \text{ 点} \times (\text{提案者のうち最低価格} / \text{当該者の見積価格})$

④ その他特に優れた点があること。(10 点)

その他、特に加算すべき優れた内容が認められること。

(3) 選考結果の公表

① 時期

平成 25 年 4 月下旬

② 方法

応募者全員に文書通知する。

## 7. 企画提案に係るその他事項

(1) 企画提案に要する費用の負担

応募者負担とします。

(2) 応募書類の返却の可否

返却しません。応募者は、あらかじめ提出書類の写しを保管してください。

(3) 成果品の帰属

(財) 地域総合整備財団